

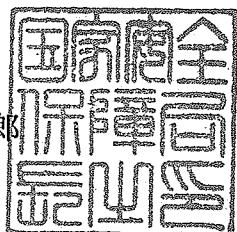


閣安保第32号
平成27年1月19日

行政文書開示等決定通知書

新海 聰 様

内閣官房国家安全保障局長
谷 内 正 太 郎



平成26年12月18日付け（同年同月19日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
防衛装備移転三原則（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に基づき、国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配付資料
- 2 開示する行政文書の名称等
 - (1) 国家安全保障会議の開催について（平成26年7月17日）
 - (2) 国家安全保障会議資料 ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について
 - (3) 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について
 - (4) 国家安全保障会議資料 ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について（案）
 - (5) 国家安全保障会議資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について（案）
 - (6) 国家安全保障会議資料 応答要領案
 - (7) 国家安全保障会議資料 官房長官応答要領案
 - (8) 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について
 - (9) 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について
 - (10) 国家安全保障会議幹事会資料 ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について（案）
 - (11) 国家安全保障会議幹事会資料 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について（案）

3 不開示とした部分とその理由

(1) 上記2(1)の文書中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定例的な開催場所である。

これを公にした場合、定例的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

(2) 上記2(1)の文書中の「3.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議における公にしないことを前提とした具体的な議題を示しているものである。

これを公にした場合には、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に關係する他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

(3) 上記2(2)、(3)、(8)及び(9)の文書において不開示とした部分は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、我が国の安全保障上の関心事項、防衛装備に係る技術情報等が推察されることになるため、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

4 不開示決定

(1) 不開示決定した行政文書の名称

- ① 非公表資料
- ② 国家安全保障会議議事の記録
- ③ 国家安全保障会議幹事会議事録

(2) 不開示とした理由

① 上記4(1)①の不開示とした文書は、防衛装備移転三原則に関して公にしないことを前提とした文書であり、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報、我が国の安全保障上の関心事項が推察される情報及び防衛装備に係る技術情報が推察される情報が含まれている。

これらを公にした場合、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第2号及び第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

② 上記4（1）②の不開示とした文書は、国家安全保障会議の議事の記録であり、

国家安全保障会議の議事に関する情報が記載された文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上から、法第5条第3号に該当するため不開示とした。

③ 上記4（1）③の国家安全保障会議幹事会の議事録については、作成または取得しておらず、保有していないため不開示とした。（不存在）

5 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

＜実施の方法＞

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく実施手数料（※）
A4判文書 23枚	閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
A4判文書 23枚	複写機により白黒で複写したもの の交付	用紙1枚につき 10 円	230円	0円
A4判文書 23枚 (うちカラー 17枚)	複写機によりカラ ーで複写したもの の交付	用紙1枚につき 20 円	400円	100円
4判文書 23枚	スマートフォンにより電子化し CD-Rに複写した ものの交付 (PDF フ ァイル)	CD-R 1枚につき 100円に、文書1枚 ごとに 10円を加え た額 (CD-R 1枚)	330円	30円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日時：平成27年1月26日から平成27年3月27日まで（行政機関の休日を除く。）

10:00から17:00まで（昼休みの12:00から13:00を除く。）

場所：中央合同庁舎第8号館2階N213号室

東京都千代田区永田町1-6-1

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

送予定。

- ① 複写機により白黒で複写したものの交付した場合
通常郵便物（定形外）500gまで400円。
- ② スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付した場合
通常郵便物（定形外）100gまで140円。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）

内閣官房国家安全保障局

TEL：03-5253-2111 （内線）82924